

子総発 0509 第 1 号
社援総発 0509 第 1 号
障企発 0509 第 1 号
老総発 0509 第 1 号
平成 30 年 5 月 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

子 ども 家 庭 局 総 務 課 長

社 会 ・ 援 護 局 総 務 課 長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老 健 局 総 務 課 長

(公 印 省 略)

社会保険制度及び労働保険制度の周知について
(協力依頼)

社会福祉行政について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について (協力依頼)」(平成 29 年 4 月 25 日付け雇児総発 0425 第 1 号・社援総発 0425 第 2 号・障企発 0425 第 2 号・老総発 0425 第 2 号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局総務課長通知)により協力を依頼しているところ です。

今般、別紙「社会保険制度及び労働保険制度の周知について (協力依頼)」(平成 30 年 4 月 27 日付け年管管発 0427 第 4 号・基徴収発 0427 第 4 号)により、厚生労働省年金局事業管理課長及び労働基準局労働保険徴収課長から社会保険制度等のパンフレットの事業主等への配布等について協力依頼があったところ です。

については、別紙の内容を御確認の上、その趣旨を御理解いただき、貴管内市町村への協力依頼及び各業の事業者団体に対する周知について、お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。